五の五　法第四十一条第四号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

五の六～五の二十　（略）

六～四十六　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号	
一～五の三　（略）	（略）	
五の四　第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号改訂版	
五の五　第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号	
五の六　第二条第五号の六の横滑り防止装置	（略）	
五の七　第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	（略）	
五の八　第二条第五号の八の燃料タンク	（略）	
五の九　第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置		
五の十　第二条第五号の十の燃料制御保護装置	（略）	
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置		
五の十二　第二条第五号の十二の燃料タンク取付装置	（略）	
五の十三　第二条第五号の十三の衝突時の車両火災防止装置	（略）	
五の十四　第二条第五号の十四の電波障害防止装置	（略）	
五の十五　第二条第五号の十五の原動機用蓄電池	（略）	
五の十六　第二条第五号の十六の感電防止装置		
五の十七　第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	（略）	
五の十八　第二条第五号の十八のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置		

（新設）

五の五～五の十九　（略）

六～四十六　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号	
一～五の三　（略）	（略）	
五の四　第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号改訂版	
五の五　第二条第五号の五の横滑り防止装置	（略）	
五の六　第二条第五号の六のブレーキアシストシステム	（略）	
五の七　第二条第五号の七の燃料タンク	（略）	
五の八　第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置		
五の九　第二条第五号の九の燃料制御保護装置	（略）	
五の十　第二条第五号の十の燃料タンク取付装置		
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	（略）	
五の十二　第二条第五号の十二の衝突時の車両火災防止装置	（略）	
五の十三　第二条第五号の十三の電波障害防止装置	（略）	
五の十四　第二条第五号の十四の原動機用蓄電池	（略）	
五の十五　第二条第五号の十五の感電防止装置		
五の十六　第二条第五号の十六のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	（略）	
五の十七　第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置		